平成２１年（フ）第１０１１３号
大阪市浪速区敷津西２丁目３番12―605号
債務者　平山　恭土
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赫　　高規
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１１８号
熊本県玉名市高瀬473番地
債務者　徳永　利子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第６２３号
函館市亀田本町27番26号
債務者　木村　美加
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第６３９号
函館市亀田本町52番16号
債務者　黒江　　進
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第６４０号
函館市亀田本町52番16号
債務者　黒江眞由美
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第６３４号
埼玉県草加市吉町３丁目２番34号　シティハイツＡ―102号
債務者　南　　雅男
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６３６号
埼玉県越谷市千間台西２丁目17番地１―206号
債務者　遠藤　恵美
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６４４号
埼玉県越谷市大字花田713番地　サン・コーポラス越谷５―207
債務者　清水　啓雄
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６４６号
埼玉県越谷市川柳町１丁目40番地２
債務者　大島　邦義
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６４７号
埼玉県越谷市川柳町１丁目40番地２
債務者　大島アリーシャこと　オオシマアリーシャベレペンディオ
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６４９号
埼玉県越谷市蒲生２丁目８番８号　ローゼンハイム303号
債務者　日下　正一
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６８０号
埼玉県吉川市吉川団地３番１号204
債務者　渡邉　信一
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１３６号
新潟県上越市五智６丁目５番16号
債務者　野口　一郎
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第１８７号
山口県山陽小野田市セメント町10番16号
債務者　横屋　貴智
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１８９号
山口県山陽小野田市中川３丁目12番８号
債務者　平田　晴彦
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第２００号
山口県宇部市昭和町４丁目８番28―110号、前住所山口県宇部市山の手町110番地11
債務者　松村麻由子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第２９５９号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台15番４―303号
債務者　奥石　雄大
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３９５号
横浜市南区中村町１丁目25番地の１
債務者　中嶋　輝美
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部